愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業

がん等の治療は、生殖機能に影響を及ぼし、妊娠する力・妊娠させる力（妊よう性）が低下したり、失われたりするおそれがあります。

そこで、将来自分の子どもを産み育てることを望む小児・AYA（思春期・若年成人）世代のがん患者等の皆様に、精子や卵子等の採取・凍結保存を行う「妊よう性温存治療」及び凍結した検体を用いた「温存後生殖補助医療」にかかる費用を助成します。

＜妊よう性温存治療の助成について＞

※妊よう性温存治療で冷凍保存した検体を用いて温存後生殖補助医療を受ける場合の助成の詳細につきましては、要件が異なります。詳しくは県ウェブページにてご確認ください。

対象者

次の**すべて**に該当する方

1. がん等（対象疾患参照）の治療により妊よう性が低下するおそれがあり、がん等の担当医師と、妊よう性温存治療の担当医師の両者が認めた方
2. 申請時点において愛知県内に住所を有している方
3. 2021 年４月１日以降に妊よう性温存治療を実施した方
4. 精子や卵子等の凍結保存時に 43 歳未満の方
5. 治療期間を同じくして、その他の制度による助成金等の交付を受けていない方
6. 各都道府県が指定した妊よう性温存療法実施医療機関で妊よう性温存治療を受けた方
7. 胚（受精卵）を凍結する場合は、婚姻（事実婚を含む）されている方
8. 「小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の参加に同意される方

対象疾患

次の**いずれか**の疾患を治療している方

○がん

○造血幹細胞移植が実施される非がん疾患（再生不良性貧血等）

○アルキル化剤が投与される非がん疾患（全身性エリテマトーデス等）

詳細は県ウェブページをご参照ください（裏面 QR コードからアクセス）。

対象となる妊よう性温存治療と助成上限額

対象療法	1 回あたりの助成上限額
胚（受精卵）の凍結	３５万円
未受精卵子の凍結	２０万円
卵巣組織の凍結及び再移植	４０万円
精子の凍結	２万５千円
精巣内精子回収・凍結	３５万円

○助成回数は、異なる治療を受けた場合でも**通算２回まで**です。（例：胚（受精卵）凍結１回、未受精卵子凍結１回） なお、卵巣組織凍結及び再移植はそれぞれを１回と定義します。

○助成対象は治療に要する費用（初回の凍結保存に要する費用を含む。）に限るものとし、**入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持にかかる費用等は対象外**です。（令和４年４月１日以降に受けたカウンセリング料は対象となります。）

申 請 の 流 れ

名古屋市在住の方は、
名古屋市の助成事業も
ありますので、詳しくは
名古屋市健康増進課
052-972-2637 へ
お問い合わせください。

1. がん等の治療医療機関を受診

（1） 受診

（2） 担当医師等からがん等治療の生殖機能への影響について説明を受ける

（3） 希望者は妊よう性温存療法実施医療機関を紹介される

2. 妊よう性温存療法実施医療機関（※）を紹介受診

（1） 受診

（2） 意思決定

（3） 妊よう性温存治療

※最新の妊よう性温存療法実施医療機関については県ウェブページでご確認ください。

3. 助成金の申請

（1） 申請書類を下記提出先へ郵送又は持参により提出

提出期限：原則、当該治療費の支払日の属する年度内

（2） 助成金の受給（口座振込）

【申請書類】

①申請書

②妊よう性温存療法実施医療機関が発行する証明書

③原疾患治療実施医療機関が発行する証明書

④住民票の写し（原本）（発行から 3 か月以内）

⑤妊よう性温存治療費の領収書及び支払明細書

⑥戸籍謄本又は戸籍抄本（発行から 3 か月以内、受精卵凍結の場合又は受療者が未婚かつ未成年の場合） 等

※①～③の様式は下記 QR コードのウェブページからダウンロードできます。

<注意事項>

○がん等の原疾患の治療が最優先であり、原疾患の種類や進行状況によって、妊よう性温存治療が難しい場合がありますので、まずは原疾患の担当医師にご相談ください。

○治療費は助成上限額以上にかかる場合がありますので、医療機関にあらかじめ費用を確認してください。

提出先・お問い合わせ先

〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県保健医療局健康医務部健康対策課　がん対策グループ
電話番号：052-954-6326　ファックス番号：052-954-6917
電子メールアドレス：kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

県ウェブページ
▼

愛知県 妊よう性　検索

愛知県